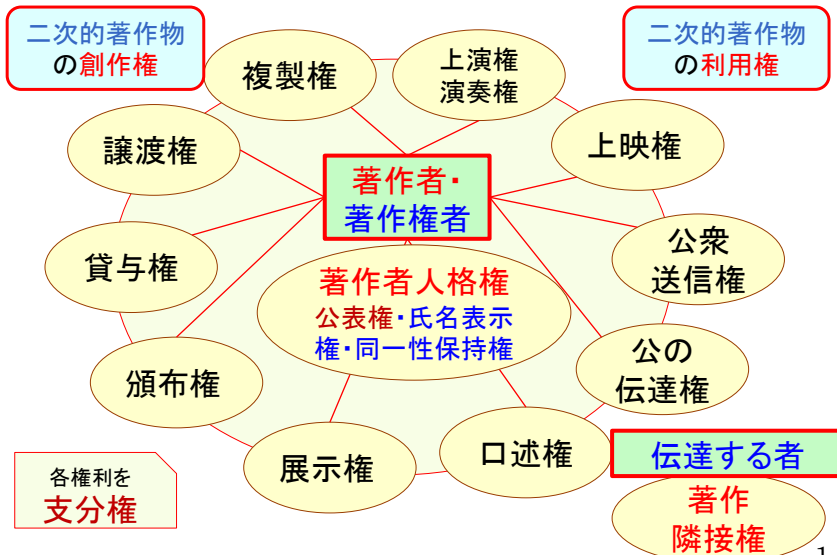


著作物の利用

杉山 務

著作権



著作物の利用

- ① 保護対象とならない著作物
- ② 保護期間満了の著作物
- ③ 著作権の消滅
- ④ 適法に譲渡された著作物 消尽
- ⑤ 著作権者の了解を得る
- ⑥ 著作権の譲渡を受ける
- ⑦ 出版権の設定を受ける
- ⑧ 文化庁長官の裁定
- ⑨ 著作権が制限されている利用

2

29年度16【知的財産法】杉山 務

①保護対象とならない著作物

著作物とは 思想又は感情を創作的に表現した**もの**であって
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（2条）

著作物でないものは、保護対象ではない

著作物であっても保護対象とならないものがある

（権利の目的とならない著作物）

- 一 憲法、法令
- 二 告示、訓令、通達
- 三 判決、決定、命令、審判、行政庁の裁決
- 四 翻訳物、編集物

国民に広く周知徹底を図るものであるから、何人も自由に利用できる状態にしておくことが必要

3

29年度16【知的財産法】杉山 務

保護対象とならない著作物

10条②③13条

著作物でないものは、保護対象ではない
事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道
プログラム言語、規約及び解法
表現の選択が狭い表現
だれがやっても同じ表現

保護を受ける著作物 6条

- 1 日本国民の著作物
- 2 最初に国内において発行された著作物
- 3 条約による著作物

7条（保護を受ける実演） **8条**（保護を受けるレコード） **9条**（保護を受ける放送）
9条の2（保護を受ける有線放送）

4

29年度16【知的財産法】杉山 務

龍溪書舎事件

東京高裁570422

本件著作物は、近代における日本及び日本人の海外経済活動に関する調査を**経済史的見地から分析整理**して叙述したものであり、史料的、学術的価値が高く、当面すべき対連合関係の賠償問題及び日本人の在外資産の補償問題等に対処するため、**政府部内の執務資料**として編さんされたものであり、**一般に公示して周知させるべき性質の著作物でないことは明らかで、学術に関する著作物として著作権の目的となるものである。**

5

29年度16【知的財産法】杉山 務

② 保護期間満了の著作物

保護期間(51条～58条)

原則(51条)	著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる 作者の 死後 (共同著作物にあつては、最後に死亡した作者の死後) 50年 を経過するまでの間、存続
団体名義の著作物の保護期間(53条)	その著作物の 公表後50年
映画の著作物の保護期間(54条)	公表後70年
著作隣接権	実演から50年
無名・変名の著作物	著作者不明の場合 公表後50年

6

29年度16【知的財産法】杉山 務

③ 著作権消滅

著作権の消滅

- ・ 相続人が不存在の場合
- ・ 著作権者である法人が解散した場合

(相続人の不存在の場合等における著作権の消滅)

62条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

- 一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法959条(残余財産の国庫への帰属)の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき

Yes or No? 著作権は放棄できる

7

29年度16【知的財産法】杉山 務

④著作物の譲渡

譲渡された著作物に著作権は及ばない

(譲渡権) ※ 映画は別途規定

26条の2 著作権は、その著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

この1号が「消尽」の規定;適法な譲渡であれば権利は消尽し、再度の権利主張はできない。また、5号により「国際消尽」を規定する。

8

29年度16【知的財産法】杉山 務

⑤著作権者の了解を得る

☆個々に契約を行い、利用許諾を得る



契約窓口の一本化



権利の集中管理

対象:著作権(音楽,小説,脚本)
業務:許可制
使用料規定:認可制

旧法:仲介業務法 昭和14年~



対象:著作権・著作隣接権全般
業務:登録制
使用料規定:届出制
協議・裁定制度

新法:著作権等管理事業法 平成13年10月~

9

29年度16【知的財産法】杉山 務

⑥著作権の譲渡

著作権の譲渡

著作権は、その全部又は一部を**譲渡**可能

翻訳権、翻案権等の二次的著作物の利用に関する権利は特別に契約が必要

10

29年度16【知的財産法】杉山 務

⑦出版権

複製権を有する著作物(小説, マンガ, 詩歌)の**出版権**の設定

著作権の利用法の中で、**最も典型的な**ものが出版21条規定の権利(複製権)について、出版に関し、79条～88条で規定

⑧裁定

著作者不明の場合や許諾を得られない場合、文化の発展が阻害されるおそれがあるから、利害調整のため、文化庁長官が裁定 (67条～74条) **孤児著作物**

11

29年度16【知的財産法】杉山 務

⑨著作権の制限

定められた条件のもとで、著作権者の許諾を受けることなく無断で利用できる場合があり、利用にあたっては、原則として出所の明示が必要となる

- (1) 私的使用のための複製(30条)
- (2) 図書館等における複製(31条)
- (3) 引用(32条)
- (5) 学校その他の教育機関における複製(35条)
遠隔授業教材の送信
- (6) 試験問題としての複製(36条)
インターネットによる試験問題の送信
- (8) 営利を目的としない上演等(38条)
- (16) 写り込み等の利用(24年改正)

公正な利用:フェアユース

12

29年度16【知的財産法】杉山 務

(1) 私的使用のための複製 (30条)

文献の複写、写真コピー、ネット上のデータのコピー
テレビ番組の録画、音楽CDのCD-RやiPodなどへのコピー

家庭内などの限られた範囲内で仕事以外の目的に利用すること
使用する本人がコピーすること
誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと
当分の間は、コンビニのコピー機など「文献複写」のみに用いるものは
除く
コピープロテクション(コピーガード)を解除してコピーするものでない
こと
同様に、解除されていることを知りつつコピーするものでないこと

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(自動複製機器についての経過措置)

第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第百十九条
第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規
定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供
するものを含まないものとする。



13

29年度16【知的財産法】杉山 務

(2) 図書館等における複製 (31条)

著作権の制限



複製行為の主体が**図書館**等であること。

営利を目的としない事業として複製すること

図書館等が**所蔵**している資料を用いて複製すること

コピーサービスの場合には、

利用者の求めに応じ、

利用者の調査**研究**の目的のために、

公表された著作物の**一部分**を

一人につき**1部** 提供するための複製であること

保存のための複製の場合には、汚損の激しい資料等の複製に限ること

他の図書館への提供のための複製の場合には、**絶版**等一般に入手することが困難である資料の複製を求められたものであること

14

29年度16【知的財産法】杉山 務

(3) 引用

(32条)

「引用」

著作物を引用、転載、利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、出所の明示が必要

(参照:最判昭和55年3月28日「パロディー事件」)

公表されている著作物であること

報道、**批評**、**研究**などの引用の目的上「正当な範囲内」であること

他人の著作物を引用する**必然性**があること

かぎ括弧をつけるなど、引用部分が明確に**区別**されていること

引用部分とそれ以外との**主従**関係が明確であること

(自分の著作物が主体)

Yes or No? 美術の展示会入場券に展示物の写真を無断で入れることは、引用として認められる。

15

29年度16【知的財産法】杉山 務

転載・利用

39 40条

「転載・利用」 著作物を引用，転載，利用する場合，「公正な慣行」に合致するとともに，**出所の明示**が必要

新聞等に掲載・発行された「論説」を他の新聞等への転載，放送・有線放送

新聞又は雑誌に掲載して**発行**された論説であること
学術的な性質を有するものでないこと
政治上，経済上，社会上の**時事**問題に関する論説であること
「他の新聞・雑誌への**転載**」「**放送**」「有線放送」であること
転載・放送・有線放送を**禁止**する旨の記載がないこと

「政治上の演説・陳述」「裁判での陳述」

政治上の演説・陳述又は裁判手続きにおける**公開**の陳述であること
同一の作者のもののみを**編集**しないこと

19

29年度16【知的財産法】杉山 務

ま と め



正しいのはどれ

- 1 裁判所の判決は，著作権法上，権利の目的とならないため，私人が判決を翻訳したのも，著作権法上，権利の目的にならない
- 2 原著作物に係る著作権の存続期間が消滅すると，二次的著作物に係る著作権の存続期間も消滅する
- 3 外国人の著作物が最初に日本法の施行地外で発行された場合，日本国の著作権法による保護を受けることができる場合はない

ご清聴 ありがとうございます。

16回(17日:金)は，著作物の利用

⑥の提出

20

29年度16【知的財産法】杉山 務

著作物の利用

- (1) 保護対象とならない著作物(13条)：法令，告示，通達，判決，決定，行政庁の審決¹
 - ◆ 著作物でないものは保護対象ではない。
 - 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道（10条2項）
 - プログラム言語，規約及び解法（10条3項）
 - 表現の選択が狭い表現；だれがやっても同じ表現
- (2) 保護期間満了の著作物(51条)
- (3) 著作権の消滅(62条)
 - 著作権者の死亡で相続人がいない場合
 - 著作権者である法人が解散した場合
- (4) 著作物の譲渡（26条の2第2項）；権利消尽（用尽）
- (5) 著作権者の了解を得る(63条) 利用許諾；民法上の債権契約（独占，非独占）★
- (6) 著作権の譲渡(61条)²
 - 翻訳権，翻案権等の二次的著作物の利用に関する権利は特別に契約が必要
- (7) 出版権の設定(79条～88条)
- (8) 文化庁長官の裁定(67条)：著作権者不明の場合
- (9) 著作権が制限されている利用(30～48条)

★擬制許諾（補償金）

☆法定許諾：著作権者の許諾不要

- ・私的録音録画補償金（30条2項）
- ・教科書掲載（33条2項）
- ・学校教育番組放送（34条2項）
- ・営利目的試験問題（36条2項）
- ・視聴覚教育施設（38条5項）
- ・著作権者不明（67条1項）

☆強制許諾：協議不成立時

- ・著作物の放送（68条1項）
- ・商業用レコード録音（69条）発売後3年

Yes or No?：裁判所の判決は，著作権法上，権利の目的とならないため，私人が判決を翻訳したのも，著作権法上，権利の目的とならない。

¹（権利の目的とならない著作物）**第十三条** 次の各号のいずれかに該当する著作物は，この章の規定による権利の目的となることができない。

一 憲法その他の法令

二 国若しくは地方公共団体の機関，独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示，訓令，通達その他これらに類するもの

三 裁判所の判決，決定，命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で，国若しくは地方公共団体の機関，独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

²（著作権の譲渡）**第六十一条** 著作権は，その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において，第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは，これらの権利は，譲渡した者に留保されたものと推定する。

著作権法 抜粋

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物
- 二 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。
- 三 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
 - 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
 - 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

(保護期間の原則)

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

二 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作物の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

(相続人の不存在の場合等における著作権の消滅)

第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

- 一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条（残余財産の国庫への帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。
- 二 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十九条第三項（残余財産の国庫への帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 第五十四条第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

(譲渡権)

第二十六条の二 著作権者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

二 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

- 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
- 三 第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物

五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

二 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

三 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

四 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

五 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件（送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。）の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

(出版権の設定) **第七十九条**～

(出版権の内容) (出版の義務) (著作物の修正増減) (出版権の存続期間) (出版権の消滅の請求) (出版権の制限)

(出版権の譲渡等) (出版権の登録) **第八十八条**

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

第三十条の二 (付随対象著作物の利用)、**第三十条の三** (検討の過程における利用)

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

(時事問題に関する論説の転載等) **第三十九条** (政治上の演説等の利用) **第四十条** (試験問題としての複製等) **第三十**

六条 (営利を目的としない上演等) **第三十八条**